○職員の勤務時間等に関する規程

昭和６３年３月１日

規程第１号

改正　平成17年3月30日　規程第2号

平成18年6月28日　規程第14号

平成22年3月29日　訓令第1号

（目的）

第１条　この規程は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号）第４条及び第７条の規定に基づき、職員（臨時及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の勤務時間の割振り及び休憩時間について定めることを目的とする。

（勤務時間及び休憩時間）

第２条　職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、午後零時から午後１時までは、休憩時間とする。

（特例）

第３条　組合長は、職務の特殊性により前条の規定により難いと認めるときは、別に定めることができる。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日規程第２号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年６月２８日規程第１４号）

この規程は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日訓令第１号）

この訓令は、平成２２年４月１日から施行する。